

### **（食品関連事業者の責務）**

- 第3条** 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品による健康への悪影響を未然に防止するなど、食の安心・安全の確保に必要な措置を適切に講じなければならない。
- 2 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等（第1条第2項に規定する食品等をいう。以下同じ。）の特性に応じた食の安心・安全の確保に係る知識と理解を深めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供しなければならない。

### **（趣旨）**

食品関連事業者は、それぞれの事業活動において、府民の生命及び健康に直接影響を及ぼす食品等を取り扱っています。その認識のもとに、果たすべき責務を明らかにしています。

### **（解説）**

#### **【第1項】**

食品関連事業者は、食品等を消費者に供給する当事者であることから、消費者に安心・安全な食品等を提供する上での「第一義的責任」があります。このことを十分認識した上で、第1条第2項の基本理念にのっとり、食品供給行程の各段階において安心・安全を確保するための必要な措置を行い、健康への悪影響を未然に防止するなど、適切な事業活動を行わなければならないことを明らかにしています。

#### **【第2項】**

食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等（農林水産物や容器等を含む。）による健康への悪影響を未然に防止するため、その食品等の特性に応じて、知識や理解を深めなければならないことを明らかにしています。

#### **【第3項】**

食に対する府民の安心感を高めるため、法令で規定されている事項について正確かつ適切に情報提供しなければならないことを明らかにしています。

また、それ以外の事項についても自主的かつ積極的に情報提供（生産・製造履歴の情報提供等）に努めることが必要とされており、この情報提供の取組を促進するため、府は「情報の記録、提供等への支援」（第7条）をすることにしています。

**※「食品関連事業者」とは**

食品安全基本法の定義と同じです。

食品製造に携わる方はもちろん、流通関係業者、農林漁業者など、当該事業活動により食品の安全性に影響を及ぼし得るものを行う者を、この条例では「食品関連事業者」としています。

具体的な事業活動の種類は、次のとおりです。

- ① 農林水産物の生産段階については、農林水産物の生産活動そのものに加えて、肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材に係る事業活動
- ② 食品の製造、加工、輸入、流通、販売の段階については、食品衛生法において規制対象としている食品及び添加物並びに器具及び容器包装に係る事業活動